

に搬出する際には特定有害物質等の飛散や地下への浸透を防止する措置を講ずる必要がある他、搬出した汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者へ委託しなければならない。

現在、県内の汚染土壌処理業者は、埋立処理施設2業者（うち大分市1業者）、セメント製造施設1業者の計3業者が存在する。

(2) 農用地における土壌汚染対策

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」によりカドミウム、銅及び砒素が特定有害物質として定められており、必要に応じて土壌汚染防止対策を実施している。

県内では、長谷緒地域（豊後大野市緒方町）が昭和58年3月に「農用地土壌汚染対策地域」に指定されたが、昭和61年度から平成2年度まで公害防除特別土地改良事業を実施し、確

認調査結果に基づき、平成6年3月に対策地域指定が解除されたので、現在、県内には指定地域はない。

2 地盤沈下対策

「工業用水法」及び「ビル用水法」により、地下水の採取規制が行われてきたが、未然防止の面からは十分でなく地盤沈下とこれに伴う被害が著しく、緊急に防止する必要がある地域も見られるため、昭和56年11月に地盤沈下防止等対策関係閣僚会議が設置された。その後、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部については、地盤沈下防止等対策要綱に基づき各種対策が講じられ今日に至っている。

なお、県内においては、顕著な地盤沈下の事例は見られない。

第3節 化学物質等への環境保全対策

第1項 環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進

人類がこれまでに作り出した化学物質は膨大な数にのぼり、さらに年々新しい化学物質が開発されている。これら化学物質は、様々な用途に有用性を持ち、現代生活のあらゆる面で利用され、人類の生活の向上に寄与している。その反面、化学物質の中には、その製造、流通、使用、処理等のあらゆる過程で環境中に放出され、環境中での残留、食物連鎖による生物濃縮などにより、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあり、これらの有害物質による環境汚染が強く懸念されることから、種々の調査・対策を行っている。

1 ダイオキシン類対策

(1) ダイオキシン類調査

ア ダイオキシン類対策の概況

ダイオキシン類は、工業的に製造される物質ではなく、廃棄物など物の焼却の過程で非意図的に生成してしまう物質である。環境中の濃度は微量であり、通常の生活における暴露レベルでは、健康影響を生じるおそれは少ないが、発ガン性や催奇形性を有することから、適切な対応が求められている。

このため国においては、平成11年3月のダイオキシン対策関係閣僚会議において、平成14年度までにダイオキシン類の排出総

量を平成9年に比べて約9割削減することを目標とする「ダイオキシン対策推進基本指針」を策定した。さらにダイオキシン対策の一層の推進を図るため、平成11年7月に「ダイオキシン類対策特別措置法」を制定、平成12年1月から施行された。

法では、耐容1日摂取量（ヒトが一生にわたり毎日摂取し続けても健康に対する有害な影響がないと判断される1日当たりの摂取量）や大気、水質、土壌の環境基準が定められるとともに、廃棄物焼却炉等の排出ガス・排出水の規制基準、汚染土壌等に関する措置等が定められた。

これを受けて県では、市町村等のごみ焼却施設に対する削減指導を行うなど、ダイオキシン類の主要な発生源である廃棄物焼却炉の指導を強化した。

また、知事に環境中のダイオキシン類の常時監視が義務づけられたことから、ダイオキシン類分析室と分析装置を衛生環境研究センターに整備し、平成12年度から、廃棄物焼却施設の周辺地域や一般の環境における大気、河川、海域、土壌等について総合的に調査を実施し、公表している。

これらの対策の結果、平成27年の全国でのダイオキシン類の排出量は平成9年に比べ、9割以上削減された。（H26年度の排出量は、118～120g-TEQ/年と推測されている。）

イ 調査結果概況

県下のダイオキシン類汚染の実態を把握するため、平成28年度は県下の大気、河川、湖沼、海域の水質と底質、地下水及び土壌の一般環境調査及び発生源周辺環境調査を実施した。環境基準を表2.2-45に示す。

なお、大分市内の調査は、大分市等が実施した。

表2.2-45 ダイオキシン類の環境基準等

| 環境質 | 基準値 |
|---|----------------------------------|
| 大気 | 年平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下 |
| 水質 | 年平均値 1pg-TEQ/L以下 |
| 土壌 | 1,000pg-TEQ/g以下 |
| 底質 | 150pg-TEQ/g以下 |
| 備考 | |
| 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラジオキシンの毒性に換算した値 (TEQ) とする。 | |
| 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 | |
| 3 土壌については、環境基準が達成されている場合であって、土壌のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。 | |
| 4 耐容1日摂取量 (TDI) は、4pg-TEQ/kg/日である。 | |

(ア) 大気

県下の6市9地点において、一般環境及び発生源周辺の大気環境調査を実施した。

各調査地点ごとの年平均値を資料編表 大気11(1)大気に示す。各地点の年平均値は、0.0076~0.021pg-TEQ/m³の範囲内にあり、すべての調査地点で環境基準

(年平均値が0.6pg-TEQ/m³以下であることを)を達成した。

(イ) 水質

16河川21地点、1湖沼1地点、2海域2地点、地下水22地点において水質調査を実施した。各地点の測定値は0.012~0.95pg-TEQ/Lの範囲にあり、すべての調査地点で水質の環境基準 (年平均値が1pg-TEQ/L以下であることを)を達成した。

調査結果は資料編表 大気11(2)水質に示す。

(ウ) 底質

13河川16地点、1湖沼1地点、2海域2地点において底質調査を実施した。各地点の測定値は0.22~7.5pg-TEQ/gの範囲にあり、すべての調査地点で底質の環境基準 (150pg-TEQ/g以下であることを)を達成した。調査結果は資料編表 大気11(3)底質に示す。

(エ) 土壌

公園等10地点において土壌調査を実施した。各地点の測定値は0.0014~1.1pg-TEQ/gの範囲にあり、すべての調査地点で土壌環境基準 (1,000pg-TEQ/g以下であることを)を達成した。

調査結果は資料編表 大気11(4)土壌に示す。

表2.2-46 大気基準適用の特定施設

| 特定施設の種類 | | 特定施設数 | 特定事業場数 |
|-----------------|----------------------|---------|---------|
| 廃棄物焼却炉 (焼却能力別) | 4000kg/時以上 | 11 (9) | 5 (4) |
| | 2000kg/時以上4000kg/時未満 | 12 (2) | 8 (2) |
| | 2000kg/時未満 | 55 (17) | 46 (11) |
| 焼結鈹の製造用焼結炉 | | 2 (2) | 1 (1) |
| アルミニウム合金の製造用溶解炉 | | 1 (0) | 1 (0) |
| アルミニウム合金の製造用培焼炉 | | 1 (0) | 1 (0) |
| 合計 | | 82 (30) | 61 (18) |

※注1) 平成29年3月31日現在 ※注2) 特定事業場数には重複がある。 ※注3) () 内は大分市分

表2.2-47 水質基準適用の特定施設

| 特定施設の種類 | | 特定施設数 | 特定事業場数 |
|-------------------------------------|-------------|---------|--------|
| カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 | | 1 (1) | 1 (1) |
| 廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち | イ-廃ガス洗浄処理施設 | 7 (7) | 3 (3) |
| | ロ-湿式集じん施設 | 9 (9) | 2 (2) |
| 廃棄物焼却炉から排出される灰の貯留施設 (汚水又は廃液を排出するもの) | | 2 (2) | 2 (2) |
| 水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設 | | 3 (3) | 2 (2) |
| 合計 | | 22 (22) | 6 (6) |

※注1) 平成29年3月31日現在 ※注2) 特定事業場数には重複がある。 ※注3) () 内は大分市分

ウ 特定事業場の監視・指導

(ア) 特定施設の届け出状況

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の届出の状況は、表 2.2-46 及び表 2.2-47 に示すとおり、大気基準適用施設は 61 特定事業場の 82 特定施設、水質基準適用施設は 6 特定事業場の 22 特定施設である。

(イ) 特定施設設置者による測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法では、特定施設の設置者は、毎年 1 回以上ダイオキシン類の測定を行い、その結果を知事（大分市内は大分市長）に報告し、知事（大分市長）はその結果を公表することとなっている。

平成 28 年度の排ガスの測定結果については 62 施設から報告があり、すべての施

設で基準内であった。（表 2.2-48 参照）

排出水の測定結果は、4 特定事業場から報告があり、すべての事業場で排水基準に適合していた。（表 2.2-49 参照）

ばいじんの測定結果は 38 施設から報告があり、測定結果は 0～3.9 ng-TEQ/g の範囲であった。（表 2.2-50 参照）

焼却灰及び燃え殻の測定結果は、46 施設から報告があり、測定結果は 0～0.86 ng-TEQ/g の範囲であった。（表 2.2-51 参照）

なお、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰及び燃え殻のうち、ダイオキシン類の含有量が 3 ng-TEQ/g を越えるものは、特別管理一般廃棄物または特別管理産業廃棄物として取り扱われる。

表 2.2-48 排ガス測定結果の報告内容

(単位：ng-TEQ/Nm³)

| 特定施設の種類 | | 施設数 | 測定結果 | 基準値 | |
|-------------------|----------------------|---------|----------------|-------|--------|
| 廃棄物焼却炉 (焼却能力別) | 4000kg/時以上 | 11 (9) | 0.000015～0.14 | 既設：1 | 新設：0.1 |
| | 2000kg/時以上4000kg/時未満 | 11 (1) | 0.0000019～0.87 | 既設：5 | 新設：1 |
| | 2000kg/時未満 | 36 (11) | 0～9.3 | 既設：10 | 新設：5 |
| 焼結鉱の製造用焼結炉 | | 2 (2) | 0.0026～0.059 | 既設：1 | 新設：0.1 |
| アルミニウム合金の製造用溶解炉 | | 1 (0) | 0.0042 | 既設：5 | 新設：1 |
| アルミニウム合金の製造用培焼炉 | | 1 (0) | 0.29 | 既設：5 | 新設：1 |
| 合 計 | | 62 (23) | - | - | |

() 内は大分市分

表 2.2-49 排出水の測定結果

(単位：pg-TEQ/L)

| 特定施設の種類 | 報告施設数 | 測定結果 |
|-----------------------------------|-------|--------------|
| カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 | 0 (0) | - |
| 廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設 | 2 (2) | 0.0046～0.026 |
| 水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設 | 2 (2) | 0.00051～0.26 |
| 合 計 | 4 (4) | - |

() 内は大分市分

表 2.2-50 ばいじんの測定結果

(単位：ng-TEQ/g)

| 特定施設の種類 | 施設数 | 測定結果 |
|-------------------|----------------------|--------|
| 廃棄物焼却炉 (焼却能力別) | 4000kg/時以上 | 4 (2) |
| | 2000kg/時以上4000kg/時未満 | 10 (0) |
| | 2000kg/時未満 | 24 (5) |
| 合 計 | 38 (7) | - |

() 内は大分市分

表 2.2-51 焼却灰等の測定結果

(単位：ng-TEQ/g)

| 特定施設の種類 | 施設数 | 測定結果 |
|-------------------|----------------------|--------|
| 廃棄物焼却炉 (焼却能力別) | 4000kg/時以上 | 7 (5) |
| | 2000kg/時以上4000kg/時未満 | 7 (1) |
| | 2000kg/時未満 | 32 (9) |
| 合 計 | 46 (15) | - |

() 内は大分市分

(2) 化学物質に関する環境汚染実態調査

国においては、平成12年12月に策定された「環境基本計画」において、不確実性を伴う環境問題の一つとして捉え、その対処は今日の環境政策の重要な課題であるとされている。国は、昭和49年度から化学物質環境汚染実態調査により化学物質の一般環境中の残留状況を調査し、公表してきた。平成14年度からは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」や環境リスク評価等の施策に直結するための初期環境調査、詳細環境調査及びモニタリング調査が実施されている。

本県では、大分川河口の水質、底質、魚類（スズキ）について、環境省から試料採取の委託を受け、さらに平成22年度より大気についても試料採取を行い、化学物質環境汚染実態調査を実施しているが、平成28年度は対象物質がなかったため、大気試料採取は未実施となった。

また、平成元年度からは未規制の化学物質について次のとおり県独自の調査を実施した。

ア 未規制化学物質調査（有機スズ化合物）

有機スズ化合物は、船底塗料や漁網への効果の高い防汚剤として使用されていたが、昭和60年度の環境庁調査（生物モニタリング）において、魚介類からトリブチルスズ化合物が比較的高濃度で検出されたため、国の関係省庁及び業界団体において昭和62年2月以降使用自粛の措置が取られた。更に昭和63年4月以降順次、トリブチルスズ化合物及びトリフェニルスズ化合物が「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」に基づく指定化学物質となり、現在は、ビス（トリブチルスズ）=オキシド（TBTO）が第一種特定化学物質に指定され、製造輸入等の規制及び開放系用途への使用が禁止されており、トリフェニルスズ化合物7物質及びトリブチルスズ化合物13物質が第二種指定特定化学物質に指定され、製造輸入等の規制が行われている。

本県においては、平成4年度から平成24年度まで海域での有機スズ化合物（トリブチルスズ化合物及びトリフェニルスズ化合物）の調査を実施した。平成24年度の調査結果は表2.2-52のとおりであり、国が水生生物の保護の観点から暫定的に設定した目安値と比較すると、この目安値を超えたところはなかった。

表2.2-52 未規制化学物質調査(有機スズ化合物)

| 水域名 | 測定地点 | 調査年月日 | 基準値 | |
|------------------|----------|-----------|--------------------------------|---------------------------------|
| | | | トリブチルスズ化合物 (TBT ⁺) | トリフェニルスズ化合物 (TPT ⁺) |
| 豊前地先 | SuSr-6 | H24.7.2 | <0.003 | <0.004 |
| | | H25.1.7 | <0.003 | <0.004 |
| 国東半島地先 | KSt-3 | H24.6.6 | <0.003 | <0.004 |
| | | H25.1.8 | <0.003 | <0.004 |
| 別府港 | BSt-8 | H24.9.4 | <0.003 | <0.004 |
| | | H25.2.4 | <0.003 | <0.004 |
| 別府湾中央 | BSt-12 | H24.9.4 | <0.003 | <0.004 |
| | | H25.2.4 | <0.003 | <0.004 |
| 臼杵港 | USt-2 | H24.7.10 | <0.003 | <0.004 |
| | | H25.1.8 | <0.003 | <0.004 |
| 津久見港 | TSt-1 | H24.7.10 | <0.003 | <0.004 |
| | | H25.1.8 | <0.003 | <0.004 |
| 佐伯港（甲） | SSt-2 | H24.6.14 | <0.003 | <0.004 |
| | | H24.12.17 | <0.003 | <0.004 |
| 佐伯港（丁） | SSt-9 | H24.6.14 | <0.003 | <0.004 |
| | | H24.12.17 | <0.003 | <0.004 |
| 環境庁が定めた目安値（平成3年） | 公共用水域 | | 0.01 | 0.01 |
| | 船溜、ドック周辺 | | 0.1 | 0.1 |

TBT⁺ = 0.891 × TBT 塩化物濃度
 TPT⁺ = 0.908 × TPT 塩化物濃度

2 化学物質の適正管理（PRTR制度）

平成11年7月、有害性のある化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質管理の改善を促進し、環境の保全上、化学物質による支障が生ずることを未然に防止することを目的として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」が成立した。

化管法で定められたPRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物等に含まれて事業所外に運び出されたかなどのデータを事業者自らが把握し、都道府県を経由して国に届出を行う仕組みである。届出を受けた国は、事業者からの報告や統計資料を用いた推計に基づいて、排出量・移動量を集計し、公表することとなっている。

平成27年度の排出量等の集計結果は、表2.2-53のとおりである。

なお、PRTR制度の届出の対象は当初354物質であったが、平成20年度に化管法施行令が改正され、平成22年度分の届出からは462物質となっている。

表2.2-53 平成27年度集計結果

| | 全国 | 大分県 |
|-------------|--------|-----|
| 届出事業所数（事業所） | 35,274 | 391 |
| 届出物質種類数（物質） | 436 | 141 |
| 排出量（千トン） | 154 | 1.5 |
| 移動量（千トン） | 224 | 2.8 |

3 環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進

(1) GAP手法による農業生産工程管理の普及推進

GAP（Good Agricultural Practice以下「GAP」という）手法とは、生産者自らが、食品の安全性の確保、品質の改善、環境保全等様々な目的を達成するための「農業生産工程管理手法（プロセスチェック手法）」である。

従来の収穫後に検査を行う管理方法（ファイナルチェック）に対し、GAPは農作業の各工程を記録・点検しながら改善していく管理方法であり、確実に実施することで環境負荷の軽減及び農産物の安全性を確保することを目指している。

本県では、平成20年度から県内の生産地・生産者に対し、GAPの導入推進を図っている。

また、平成27年2月にGAP手法を取り入れた県独自の「安心いちばんおおいた産農産物認証制度」をスタートさせることにより、安全・安心な農産物の生産体制の強化を図っている。

(2) 農薬危害防止等の対策に係る最近の情勢

農薬は、農業生産の安定を図る上で重要な資材であるが、その使用方法を誤ると、人畜、水産物への被害や残留による食品、土壌、水質の汚染等、人の健康や生活環境の保全上問題が生じてくる。

このため、農薬による危被害の防止には諸般の対策が講じられており、特に農作物、土壌の汚染及び水質の汚濁等で問題のある農薬は、農薬取締法において使用規制を設けるなど、安全性について厳しい措置がとられている。

また、平成15年3月には、無登録農薬販売、使用問題が全国に拡大したことを契機に、農薬の使用者が遵守すべき基準が法的に定められた改正農薬取締法が施行された。

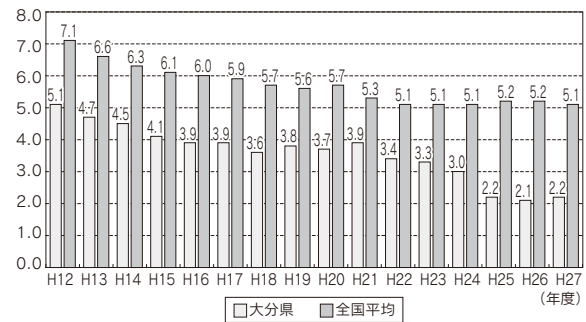
さらに、平成18年5月29日には、食の安全に対する対策をより強化することを目的に、食品衛生法で原則全ての農薬に残留基準値が設定され、農薬が一定量以上含まれる食品の

流通を原則禁止するポジティブリスト制度が始まった。

県内における単位面積当たりの農薬の使用量は減少傾向にあり、環境保全型農業の拡大等により、図2.2-54のとおり全国平均より少ないレベルで推移している。

図2.2-54 10a当たり農薬使用量（kg）の推移（大分県と全国平均の比較）

（出荷量で推定。農薬要覧（日本植物防疫協会発行）より）



(3) 肥料・農薬の使用量低減及び農薬安全使用対策

肥料・農薬の使用量低減及び農薬の適正使用、安全使用を図るため、県下全域を対象に以下のとおり対策を実施した。

ア 環境保全型農業の推進

環境保全型農業を推進するため、平成17年度に化学肥料及び化学合成農薬を3割あるいは5割以上削減または、有機JAS規格に基づいて栽培された県内産の農産物を認証する「e-naおおいた農産物認証制度」を創設した。さらに、平成27年2月からは、「e-naおおいた農産物認証制度」の取り組みにGAPの考え方を加えた「安心いちばんおおいた産農産物認証制度」がスタートした。平成29年3月末現在、36件214戸が認証されている。

また、有機農業推進のため、平成29年3月に「第2次大分県有機農業推進計画」を策定・公表し、普及拡大に取り組んでいる。

平成23年度から始まった環境保全型農業直接支払制度にも積極的に取り組み、有機農業者や化学肥料・化学合成農薬の削減など、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して支援を行った。平成28年度の取組面積は554haとなった。

イ 農薬危害防止運動の実施

農薬による危害を未然に防止するため、6月～8月を農薬危害防止運動期間に定め、ラジオCMやポスター等による広報を行うとともに、振興局等関係機関が講習会等において運動の徹底を図った。

ウ 農薬の適正使用指導の実施

農薬の適正使用の徹底を図るため、各種研修会等を通じ、生産者や指導者等に対し、各地域、各機関での指導を行った。

また、近年、小型無人機（ドローン）による農薬散布が普及しつつあることから、平成22年に定めた「無人ヘリコプター利用による農薬散布指導に関する基本方針」を平成28年8月に「無人航空機利用による農薬散布指導に関する基本方針」に改正し、無人ヘリコプターに加えてドローン利用による農薬散布の安全性確保と適正な防除の実施を進めた。

エ 防除指導指針の策定

「大分県主要農作物病害虫及び雑草防除指導指針」をインターネットで公開し、農薬の適正かつ安全な使用を推進するとともに、関係者へ広く速やかな情報提供を図った。

オ 大分県農薬指導士の認定

昭和62年度から始まったこの制度は、農薬販売業者、防除業者等の農薬取扱者及び指導者の資質向上と農薬安全使用の促進を図るため、農薬指導士養成研修及び認定試験を実施するものである。平成28年度は、新たに94名が認定され合計1,938名となった。

カ 農薬指導取締

農薬販売業者を対象に、農薬の危害防止や適正流通及び、農薬の適正使用促進を図るため、必要に応じて立ち入り調査を行い、農薬の販売、保管管理及び農薬取締法遵守の徹底に努めた。

また、ゴルフ場業者に対しては、「ゴルフ場における農薬の安全使用に関する指導要綱」に基づき農薬使用実績の報告を受けるとともに、必要に応じて立ち入り調査を行い、農薬の使用方法や保管管理等について指導を行った。

第2項 放射線の監視体制の充実

1 環境放射能監視の現況

環境中には、様々な形で放射性物質や放射線が存在し、我々は常に放射線等にさらされて生活している。呼吸あるいは飲食によって取り込んだ放射性物質によって体内から放射線を受け、また、宇宙や大地など体外からも放射線等を受けているが、通常の放射線量のレベルであれば、健康上の支障は生じないものと考えられている。

一方、原子力の平和利用の拡大等に伴い、環境中の放射線量や放射性物質濃度等を監視する必要性が高まったことから、本県では、昭和62年12月に科学技術庁（現文部科学省）からの委託を受け、昭和63年度から環境放射能の監視を開始し、継続して空間放射線量率と環境試料中の放射性物質の測定を行っている。（現在は、原子力規制庁からの委託）

また、平成23年3月12日に発生した東京電力株式会社福島第1原子力発電所の事故を受けて、平成24年4月から、モニタリングポストを4局増設し、県内5局で空間放射線量率を常時監視しており、降下物等の測定結果とともにホームページにて情報提供を行っている。

(1) 空間線量率の現況

空間放射線量率の測定は、空間における放射線の量を調べるもので、連続測定を行うモニタリングポストと運搬可能な計測器であるサーベイメータにより測定している。モニタリングポストは、大分県内5局（衛生環境研究センター（大分市）、大分市立佐賀関小学校（大分市）、大分県立佐伯豊南高等学校（佐伯市）、大分県日田総合庁舎（日田市）、大分県立国東高等学校（国東市））に設置しており、年間の空間放射線量率は資料編表 大気8のとおりで異常は認められなかった。

なお、モニタリングポスト設置市を除く県内各市町村においてサーベイメータによる地上1mの地点での空間放射線量率の測定を年4回実施したが、異常は認められなかった。

(2) 環境試料中の放射能の現況

環境試料中の放射能は、雨水に含まれる全ベータ放射能測定と各種環境試料中の核種分析（放射性ヨウ素131、セシウム134、137等）を行っている。

2 調査結果

(1) 全ベータ放射能調査

降雨ごとの雨水に含まれる全ベータ線の量をベータ線自動測定装置により測定している。大分市（衛生環境研究センター）で、1日あたり1mm以上の降水のあった91検体について測定した結果は、資料編 表 大気9のとおりで、特に異常は認められなかった。

(2) 各種環境試料中の核種分析

大気浮遊じん、降下物、上水、牛乳、野菜類、精米及び土壌の環境試料中に含まれる放射性ヨウ素131、セシウム134、137等を人工放射性物質の指標としてゲルマニウム半導体検出器により測定している。

平成28年度の調査では、土壌から人工放射性物質が検出されたが、過去の測定値の範囲内であった。環境試料中の放射性物質測定結果は、資料編 表 大気10のとおりである。

第4節 廃棄物・リサイクル対策

第1項 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

私たちは、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直し、資源やエネルギーの効率的な利用を進める一方で廃棄物の発生抑制や適正処理などを図り、環境に与える負荷を極力抑えた「循環型社会」への転換を迫られている。

「循環型社会」の実現を目指す国の施策としては、平成7年6月の**容器包装リサイクル法**制定を皮切りに、基本的枠組みを定めた**循環型社会形成推進基本法**をはじめ、循環型社会の形成を進める各種法律が制定・施行されている。

本県においては、平成14年3月に**大分県廃棄物処理計画**を策定し、廃棄物・リサイクル対策の具体的な施策を示す（現在は平成28年3月に定めた第4次計画期間中）とともに、循環型社会を支えるべき県民・事業者・行政それぞれの責務について言及している。

1 3Rを推進する取組

(1) リデュースの推進

県民の身近な取組として、買い物の際に袋を持参し、レジ袋等を削減する「マイバッグキャンペーン」を平成10年度から実施、平成18年度からは「大分県版エコマネー『めじろん』推進事業」として、県内の小売店と連携したスタンプカード方式の実施により運動を展開した。エコマネー『めじろん』が終了する平成20年度には「大分県レジ袋削減検討会議」を設置し、事業者、消費者及び行政等で検討した結果、「県内一斉にレジ袋の無料配布中止を実施すべきである。」との意見をまとめた。これを受けて事業者、消費者団体、市町村及び県が「大分県におけるレジ袋削減

に向けた取組に関する協定」を締結し、平成21年6月から「マイバッグを持って買い物に行こう♪」のキャッチフレーズで、レジ袋の無料配布中止の取組を全県的に開始した。平成29年3月末現在、32事業者1組合336店舗が参加し、平成28年度の食品スーパー等のマイバッグ持参率は84.9%となっている。平成22年度から、レジ袋無料配布中止の取組で生じた収益金を活用し、幼児向け環境劇の公演やワークショップ研修の開催などを実施することにより県民の環境保全意識の向上に取り組んでいる。

また、平成25年度から「おいしい大分食べきりキャンペーン」として、飲食店や家庭において廃棄されている食べ残し等の食品ロスを削減するための啓発活動を開始した。小盛りメニューなどを提供する飲食店向けの「食べきり協力店」、少量ずつ小分けしたパックの販売を行う総菜店向けの「食べきり応援店」の登録や「わが家のエコ料理コンテスト」に取り組んできた。食べきり協力店・応援店の取組については、九州では本県が早くから取り組んでおり、28年度からは九州全体に広がった。平成29年3月末時点で、協力店は160事業者248店舗、応援店は31事業者116店舗である。

また、平成28年度からは新たに、宴会料理の食べ残しによる食品ロスを削減するため、予約時には適量を注文し、宴会の開始後30分間とお開き前の10分間は自席で料理を楽しむ「おおいた30・10運動」に取り組んでおり、市町村や各種団体と連携して啓発チラシを配布するなど広く周知を図るとともに、大分市と合同で街頭啓発も行った。

(2) リユースの推進

リユース食器の県内イベントへの貸出や大